

特定建設作業と指定建設作業

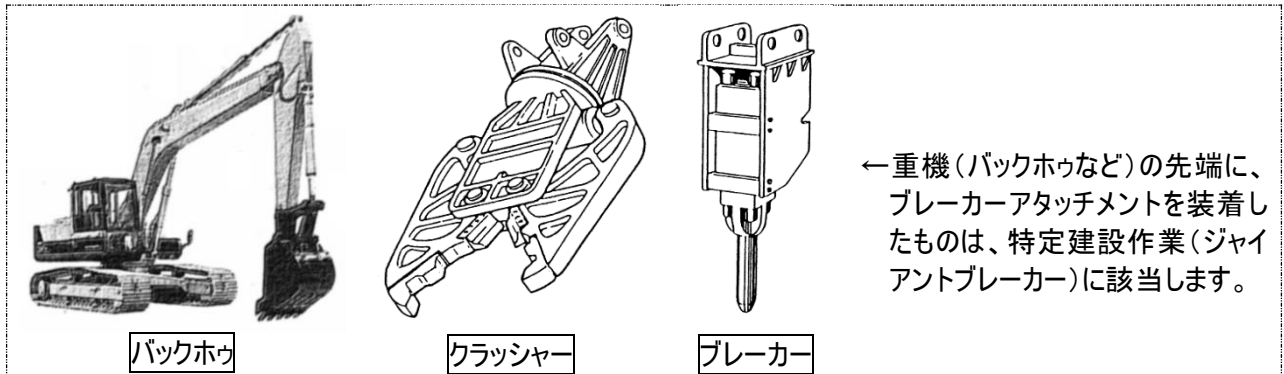
～法律と都条例による騒音・振動の規制～

資源環境部 環境政策課 生活環境保全係

電話 3579-2594

FAX 3579-2249

(図・絵) 建設重機及び各アタッチメント



特定建設作業・指定建設作業の作業時間など

区域	用途地域	作業時間	1日における延べ作業時間	同一場所における連続作業時間	日曜・休日における作業
第1号区域	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 第1種低層住居専用地域 ▶ 第2種低層住居専用地域 ▶ 第1種中高層住居専用地域 ▶ 第2種中高層住居専用地域 ▶ 第1種住居地域 ▶ 第2種住居地域 ▶ 準住居地域 ▶ 近隣商業地域 ▶ 商業地域 ▶ 準工業地域 ▶ 工業地域のうち学校・病院等から80m以内の区域 ▶ 用途地域の定めがない地域 	7時～19時 ※1	10時間以内	6日以内	禁止
第2号区域	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 工業地域のうち学校・病院から80m以外の区域 	6時～22時 ※2	14時間以内	6日以内	禁止

注意: 道路交通法に規定する交通規制が行われている場合で、コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業(指定建設作業)は以下の作業時間となる(※1: 7時～21時 ※2: 6時～23時)

作業時間の適用が除外される要件の例

- ▶ 道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可が夜間・休日指定の場合
- ▶ 鉄道の正常運行確保に必要な場合

※ 届出書に、除外要件該当の事実がわかる書類(許可書等)の写しを添付してご提出下さい。

特定建設作業とは (騒音規制法、振動規制法)

(定義: 法律2条3項)

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるものをいう。

(特定建設作業の実施の届出: 法律14条)

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに届出を行うこと。

(特定建設作業: 施行令2条)

別表2に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

特定建設作業 (騒音規制法) (特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準: 告示)

(騒音規制法施行令 別表2)		基準値 単位: dB
1	▶くい打機(もんけんを除く) ▶くい抜き機又はくい打くい抜き機(圧入式くい打ちくい抜き機を除く)を使用する作業(くい打ち機をアースオーガーと併用する作業は除く)	85
2	▶びょう打機を使用する作業	
3	▶さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	
4	▶空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の出力が15kW以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)	
5	▶コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)を設けて行なう作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く)	
6	▶バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る)を使用する作業	
7	▶トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る)を使用する作業	
8	▶ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る)を使用する作業	

特定建設作業 (振動規制法) (特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準: 告示)

(振動規制法施行令 別表2)		基準値 単位: dB
1	▶くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く) ▶くい抜き機(油圧式くい抜き機を除く)又はくい打くい抜き機(圧入式くい打くい抜き機を除く)を使用する作業	75
2	▶鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	▶舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	
4	▶ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	

※バックホウ(ユンボ等): 低騒音型として環境大臣が指定するものは、東京都環境局のホームページでご覧になれます。

※舗装版破碎機: 重錘を落下させて舗装版を破壊する破碎機で振動が問題になるので、現在はほとんど使用されていない。現在ではベンチ式コンクリート圧碎機の一つである舗装版剥離機が利用されている。

※クラッシャー(ニブラ、ペンチャー等): 特定建設作業に該当しない。ただし、動力を使用する解体・破壊作業として指定建設作業に該当する。

指定建設作業とは (東京都環境確保条例 別表第9に掲げる建設作業)

- ▶騒音（騒音規制法に規定する特定建設作業に係るものを除く）
- ▶振動（振動規制法に規定する特定建設作業に係るものを除く）
- ▶粉じん

条例125条1項 指定建設作業を施工する者に対して、作業の行われる場所の周辺の環境が著しく損なわれると認めるとき

- ▶期限を定めて作業の方法を改善を勧告することができる。
- ▶指定建設作業の作業時間を変更することを勧告することができる。

条例125条2項 勧告を受けた者がその勧告に従わない場合には、期限を定めて事態を排除するために必要な限度において

- ▶作業の方法を改善を命令することができる。
- ▶指定建設作業の作業時間を変更することを命令することができる。

指定建設作業 (東京都環境確保条例)

指定建設作業(条例 別表9)		勧告基準(条例規則 別表14)	
		単位: dB	
※特定建設作業に該当する作業は除く		騒音	振動
1	▶くい打機(もんけんを除く)・くい抜機若しくはくい打くい抜機(加圧式くい打くい抜機を除く)を使用する作業 ▶穿孔機 <small>せん</small> を使用するくい打設作業	80	70
2	▶ <small>びょう</small> 鉋打機・インパクトレンチを使用する作業		—
3	▶さく岩機・コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)		70 <small>(コンクリートカッターを使用する作業を除く)</small>
4	ブルドーザー・パワーショベル・バックホー・その他これらに類する掘削機械を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る)		70
5	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)	—	65
6	振動ローラー・タイヤローラー・ロードローラー・振動プレート・振動ランマ・その他これらに類する締固め機械を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る)	80	70
7	▶コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る) ▶アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く) ▶コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業		—
8	▶原動機を使用するはつり作業・コンクリート仕上作業(さく岩機を使用する作業を除く。)		—
9	動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。)	85	75

建築・解体工事 その他注意事項

土壌汚染調査・処理(土壌汚染対策法、東京都環境確保条例、板橋区土壌汚染調査・処理要綱)

- ▶土壌汚染の恐れがある土地で関係法令等に基づく調査・処理が必要な場合は、土地に影響を与えない作業を除き、調査・処理が完了した後に作業する必要があります。
- ▶作業前には、土地所有者などの関係者に土壌汚染調査・処理が完了しているか確認し、作業を始めて下さい。特定建設作業の届出時など、当課職員が質問した場合は確認内容をご説明下さい。

ポリ塩化ビフェニル(PCB)(PCB対策特別措置法、東京都指導要綱)

- ▶ポリ塩化ビフェニル(PCB)は過去に変圧トランスの絶縁油等の用途で使用されていましたが、毒性が問題となり1974(S49)年に使用が原則禁止され、現在は保管場所での適正管理が義務付けられています。PCB使用歴の確認及びPCB保管場所を把握した上で作業を進めて下さい。

石綿(アスベスト)(石綿障害予防規則、大気汚染防止法、東京都環境確保条例)

- ▶1970年代後半から1980年代に建てられた建築物は、防火・断熱・防音などのために吹付アスベスト等を柱・天井・ボイラー室等に使用しており、今後これらの解体が増加すると予想されています。
- ▶建築物等の解体作業に当たり、石綿曝露防止の徹底をはかるため、「石綿障害予防規則」が制定され、平成17年7月1日施行されました。規則では作業計画書を事前に作成する(第4条)こと、アスベスト曝露を防止する措置の概要を記載した作業届を池袋労働基準監督署に提出する(第5条)などが決められています。
- ▶下表の解体等の作業を行う場合には、大気汚染防止法に基づく届出を工事開始14日前まで提出し、除去作業を行う必要があります。
- ▶アスベスト成形板(石綿スレート等)除去作業は大気汚染防止法に基づく届出は不要ですが、スレートを割るなどして粉塵を飛散させないように十分注意して作業して下さい。

大気汚染防止法(第18条の15第1項の特定工事に係る事務) 届出先: 板橋区環境政策課

「吹付け石綿」、「石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材」が使用されている建築物を解体・改造・補修する作業。

※ 大防法の特定建築材料とは「吹付け石綿」「石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材」

▶特定粉塵排出等作業を行う場合は、掲示板の設置(作業内容を見やすい位置)が義務付けられました。

※ 特定粉塵排出等作業とは、特定建築材料が使用されている「建築物を解体する作業」「建築物を改造・補修する作業」のこと。

▶東京都環境確保条例は上記作業を行う場合に、石綿の飛散防止・測定の届出を求めています。

工事より発生する汚水の基準(東京都環境確保条例)

- ▶建築物等の建設(土地の造成を含む)・解体・改修工事により発生し、公共用水域に排出する汚水は、東京都環境確保条例規則別表第15で定めている基準を守る必要があります。

建設リサイクル法による届出(バックホウ、クラッシャー、手作業による解体など)

- ▶建設リサイクル法が定めている一定規模の工事(対象建設工事)を行う場合、建築物に使用されている木材など(特定建設資材)の分別を現場で行うこと、対象建設工事の発注者又は自主施工者は工事に着手する7日前までに板橋区に対して届出する等の義務があります。
- ▶建設リサイクル法に該当する対象建設工事を行う場合の届出窓口は下記のとおりです。

建設リサイクル法に該当する工事(解体・新築・修繕などの対象工事)の問い合わせ・届出窓口

都市整備部 建築指導課 監察・調査係(北館5階16番窓口)

直通電話 03-3579-2578

工事トラブル未然防止の啓発リーフレット「建設トラブル当事者」もご覧下さい